

令和5年度 新入生の保護者等の方へ

こうこうせいとうしょうがくきゅうふぎん

高校生等奨学給付金（国公立）

生活保護または非課税世帯の保護者等対象

返済は
不要です

三重県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。今年度入学の方は一部早期申請と通常申請の2通りがあり、どちらかを選択して申請することができます。

対象となる方 令和5年の基準日現在で次の資格をすべて満たす世帯

1. 高等学校等就学支援金（高等学校等の授業料に対する支援）の支給を受ける資格を有する**高校生等**（令和5年度新入生）が**いる世帯**（特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。）
2. **保護者等が三重県内に居住している世帯**（基準日現在保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。）ただし、令和5年（*）1月1日時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和5年（*）度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。（基準日現在で生業扶助を受給している世帯は受給できます。）
* 一部早期1回目は「令和4年」と読み替えます。
※ 保護者等の住所が三重県外の場合は住民票のある都道府県にお問い合わせください。
3. **保護者等が生活保護（生業扶助）を受給しているか、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯**（均等割に課税額があっても所得割が0円の場合は対象になります。）
※ 一部早期1回目は令和4年度の課税証明書等により確認し、一部早期2回目と通常申請は令和5年7月1日現在の状況をもとに令和5年度の課税証明書等により確認します。

申請方法 下記A・Bのどちらかを選択して申請ができます。

	A 一部早期申請	B 通常申請
	1回目の基準日 4/1 2回目の基準日 7/1	基準日 7/1
提出締切 ★締切厳守★	1回目：6月9日 2回目：7月中の学校が指定する日	7月中の学校が指定する日 (申請は1回のみ)
給付額	1回目：定められた給付額の3/12月分 2回目：定められた給付額の9/12月分	定められた給付額（給付は1回）
給付時期	1回目：6月頃～7月頃 2回目：10月下旬頃～翌年1月頃	10月下旬頃～翌年1月頃 (審査が終了したものをから順次振り込みます)
申請書提出先	在学している学校の担当者	

- ※ 一部早期で申請した場合、残額支給は2回目の申請が必要です。
- ※ 再入学、転入学などの場合は、7月の通常申請で申請してください。
- ※ 各学校で申請書類を受け取ってください。下記ホームページからもダウンロードできます。



給付額 給付額は世帯の状況により変わります。（下記表参照）

世帯種別		A 一部早期申請		B 通常申請
		1回目	2回目	
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	8,075円	24,225円	32,300円
非課税世帯 ※生業扶助受給世帯を除く	全日制	第1子	29,275円	87,825円
		第2子以降	35,925円	107,775円
	定時制	12,625円	37,875円	50,500円
	通信制	12,625円	37,875円	50,500円
	専攻科	12,625円	37,875円	50,500円

※ 申請のあった指定口座に振り込みます。 ※ 学校に委任した場合は、学校口座に直接振り込みます。

----- 問い合わせは各学校の担当者へ -----

または 三重県教育委員会事務局 教育財務課 給付金担当 電話 059-224-2827（平日 8:30～17:00）

* 県外の高等学校等に在籍する生徒の場合は、上記「給付金担当」へ直接お問い合わせください。

詳しくはホームページ
「三重の教育」を開き下へ
スクロールし、ページの左側に
ある鉛筆/バナーをクリック！



こちらの
二次元コードを
読み取って
アクセスできます。



私立高等学校等に在籍する生徒の場合は、三重県環境生活部私学課 電話 059-224-2161 へお問い合わせください。

※高校生等奨学給付金には他の奨学金・給付金との併給に関する制限はありませんが、高校生等奨学給付金を受給することにより他の奨学金・給付金を受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。また制度の概要（給付額等）は、状況により変更となる場合があります。

※この事業は文部科学省の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱」及び「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱」に基づき実施するものです。